

岩手県告示第610号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正する。

平成23年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
産業経済 交流課	運輸事業振興費補助	産業経済 交流課	<u>運輸事業振興費補助及び水産加工事業者生産回 復支援事業費補助</u>
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。